

災害に抗して

一般社団法人 全国労働安全衛生研究会

yamada@peace.email.ne.jp

2020・6・11 NO.14

編集 感染症対策研究部会

何を考えているのか！？

「コロナだから健康診断も予防接種も

裁判も労働委員会もやらなくていい」とは??

目次

- ・健康診断や予防接種の「延期」おかしい 2
- ・「自粛」？ コロナ禍中での地方議会の動き 5
- ・コロナ感染症の労働災害 被災者補償こそ必要 7

●本当に国の政治は、感染症防止を真剣に考えているだろうか？ かなりおかしい！と思わざるを得ないことが多すぎです。

まず、**検査の数**の少なさです。そして国の統計の取り方も全国気基準がなく、いまだに都道府県ごとにバラバラです。山梨県では6月に海外から帰国した人が県内に戻りましたが、その人は、成田で陽性が判明しています。しかし山梨県では県内の感染者としてデータに入れていません。東京都はもっとひどい、「医療機関などからの報告があったのに、東京都発表の感染者数に含められていない人が162人もいることが分かった」〔東京新聞5月30日〕といます。国の感染統計はこの状態を集計しているのです。

●「コロナだから」と各種健康診断も延期、予防接種も延期、裁判も延期、労働委員会も延期・・・**国の指導は、真逆なことを**しています。

●埼玉の川辺議員のレポートもぜひ、読んで下さい。議会制民主主義が、コロナを理由にして自治体議会からおかしくなってきました。すでに何人かの自治体議員から同様の報告を頂いています。「**自粛**」が**求められている自治体議会**の報告集も準備しています。ぜひ報告をお寄せください。（山田）

今、特に必要なはずの 健康診断や予防接種を

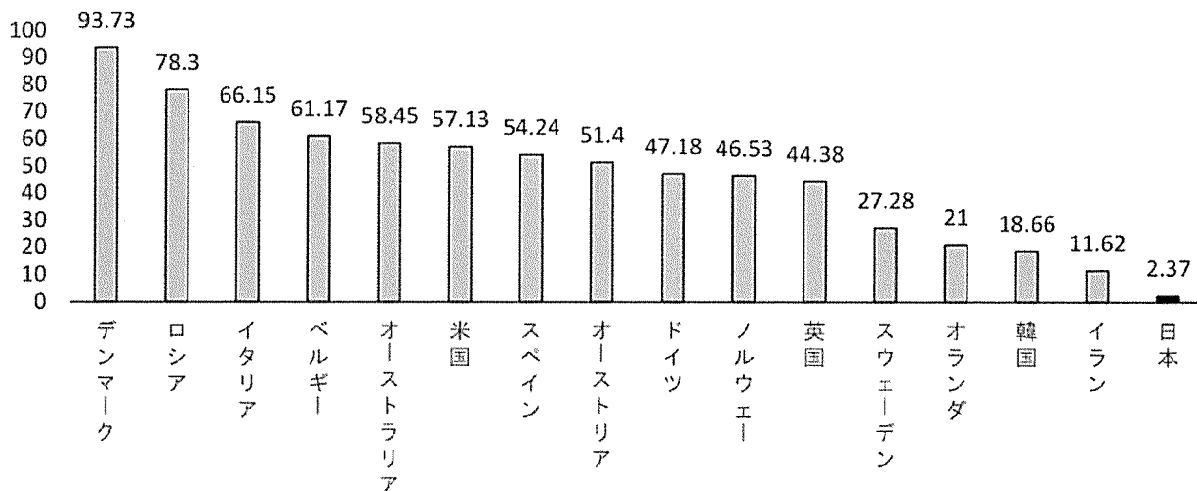
「延期せよ」との国の指導はおかしい！

検査が不十分で、しかも検査数は都道府県でバラバラ、東京はかなり危ない！

国際的にみても日本のPCR検査は極めて不十分なことは、明らかです。検査が不十分なら、当然、地域と職場に多数の感染者が放置されたままになります。

いまだに日本の検査は極めて不十分！

1,000人あたりのPCR検査数合計



出典：Our World in date（2020年6月3日時点）より作成

その典型は東京都です。感染者が非常に多い東京でも検査数は非常に少なく人口割合では0.1%でしかありません。しかしこの検査で明らかになった陽性者の発見の割合は異常に高く35%〔6/3時点〕です。全国の平均は7%だから、5倍の陽性率です。それだけ東京には、検査されていない感染者がぼう大に放置されていることになります。

もともと、国や東京都にとってみれば、検査数が少なければ、少ないだけ感染者の数が少なく見せることができます。検査数を少なくし、統一性のない都道府県ごとの数字を国がズサンに集計すれば、統計上では「日本の感染者数は少なく安全だ」となるからです。

これは、感染症予防対策でも国民のいのちを大切に考えていない政治のやり方です。

東京は特に危険だ

新型コロナウイルス陽性者数とPCR検査実施人数【1/15～6/6】

	人口(2018)	検査人数	検査人口割合	陽性者数	陽性/検査数
埼玉	7,322,645	23,212	0.32%	1,007	4.3%
千葉	6,268,585	15,358	0.24%	904	5.9%
東京	13,843,403	15,681	0.11%	5,369	34.2%
神奈川	9,179,835	10,327	0.11%	1,387	13.4%
大阪	8,824,566	33,273	0.38%	1,784	5.4%
全国	125,900,000	262,642	0.21%	16,923	6.4%

厚生労働省資料より作成

職場の健康診断や安全委員会を延期が

このことは、職場の健康診断や安全委員会を延期したことからわかります。厚生労働省は、「感染症対策のため」と称して、職場の各種健康診断や安全委員会を6月まで行わなくてもいいとの間違った「指導」をしています。そのことで多くの職場では健康診断が夏から冬にまで延期され、安全衛生委員会も閉店状態とされています。

これらの実施は法令に明記されている安全活動と健康管理の基本です。特に各種健康診断は、事業者の義務であり、感染者の早期発見のためにも実施すべきです。それを監督行政であるはずの厚生労働省が、労働安全衛生法第24条の「事業者の労災防止義務」や、労働契約法第5条の「使用者の安全配慮義務」を期間停止してもいいとしたのです。

感染症の事態だからこそ、実施のやり方を配慮し工夫しながらしっかりやるべきことを、簡単に「コロナだからしなくていい」と真逆なことを「指導」をしたことになります。

学校の子どもの健康診断の延期が

職場だけではなく、子どもや地域にも同じ「指導」をしてきました。学校保健法で健康診断は毎学年6月30日までに実施することが義務づけられています。しかし文部科学省は、「コロナだから年度末まで延期でもいい」としました。教職員の定期健康診断も同じく厚生労働省の見解を踏まえて延期しています。

健康診断は、感染防止に向けてやり方を工夫さえすれば、不可能ということはないはずです。しかも、この時期こそ健康診断が必要でした。学校の再開にむけて、延期ではなく、事前に健康診断を行い、必要ならPCR検査もすべきでしたが、それを「しなくていい」としたのです。

地域の健康診断や予防接種も延期に

同じく、厚生労働省は、地域の健康診断の延期の「指導」をしています。国民健康保険〔40歳～74歳〕と後期高齢者医療保険〔75歳以上〕では健康診査を行っていますが延期です。保健事業の多くも延期です。集団健診はほとんど自治体では7月までは中止となっています。

定期予防接種の時期も、「コロナ感染症へのリスクが高いのなら、接種時期を超えることもできる」としました。この「指導」は、事業の実施が最も強く求められている健康が脅かされている時期に、それを停止したことになります。

裁判や労働委員会の審理も・・・権利・救済も停止し延期に！

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を受け、各地の裁判所は多くの公判期日の取消を行いました。労働委員会の審議も延期です。

最高裁長官は「前例がない事態で、影響は甚大だ」としながらも「国の機関として感染症の拡大防止に努める責がある。人の移動と減らすためには、やむを得ない対応だ」としました。

日弁連は4月15日に「身柄拘束中の被告の裁判を早期に再開するよう求める声明」を出しました。日本労働弁護団は、早期に裁判所や労働委員会の審理の再開を求めて、5月21日に「Web集会」を呼びかけています。

「コロナ感染症防止だから」と裁判を延期しますが、「三密」が続く身体拘束を、さらに続けるとは、おかしい理由です。また裁判で切実に救済を待ち続ける人々の状態をも無視していることになります。さらには、コロナ不況を理由した解雇や不当労働行為の労働問題が大量に発生する事態のなかで、権利救済の労働委員会での審理をしないことも間違っています。必要な権利を保障すべき時に、それを停止していることになります。感染予防に最大限の取組みをしながらも、迅速に行うべきです。ここでも逆なことを行っているのです。

これらのことから、今の国の政治「指導」は、感染症予防を誠実に取り組んでいないばかりか、国民の権利や健康を守る公的責任を放棄し、「コロナ感染を理由」にして、「何か別のこと」を考えているようです。

「自粛」？ コロナ禍中での地方議会の動き

埼玉県久喜市議会議員 川辺美信

地方議会を席卷する「自粛」の動き

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「自粛」が、地方議会にもさまざまな動きを及ぼしています。コロナ対策に執行部が集中して取り組めるようにという理由から、一般質問の縮小や取りやめ、議案質疑の取りやめや会派による代表質問に縮小、3密を回避するため委員会審査の中止、会期の短縮等が2月議会において多くの自治体議会で行われました。その流れは、6月議会にも及んでいます。

議会の任務は言うまでもなく、執行部の行政運営や予算執行の監視、市民の声をきちんと市政に反映させることです。新型コロナウイルス感染症対策において、生活用品の不足などによる市民生活の先行き不安、感染症の拡大による健康への不安、派遣切りや雇止めなど雇用不安、中小・個人事業者の存続危機など悲鳴のような不安の声が連日届けられています。こうした声をきちんと受け止め、市政に届けながら市民に寄り添った市政の運営を求めるのは、議員の大切な仕事であり、議会の任務ともいえます。

議員自らが議会活動の停止を求める異常事態

それが、「こんな大変な時期に一般質問をやるのはいかがなものか」「今は議会が執行部に協力すべきだ」と、議員自らが会期の短縮、一般質問の取り下げを提案しています。その後、緊急事態宣言によって「stay home」と「自粛」が全国的にPRされ、「大切な人を守るために家で過ごそう」と議員もSNSで積極的に発信し、「自粛」という大義名分により議員活動そのものを停止しています。

こうした流れを歓迎するのは執行部だけではなく、市民も「自粛警察」バりに、活動報告を駅前配布している議員の日常活動にたいして、「自粛」を求める文書を議長あてに送りつけてきました。手配りで活動報告を配布している議員も、「今回は新聞折り込みにした」という話も聞きますし、私の活動報告を配布していただいている党員からも、「こういう情勢なので配布はできない」と話されました。何もしないことが「良い」こととされる中で、私たち自身も「自粛」せざるを得ない状況が作られていたと言えます。

久喜市議会は通常通りの議会をやり通す

久喜市議会の動きは、2月議会は市長の2020年度施政方針及び予算を決める重要な議会だけに、通常通り会派代表質問（4会派）を行い、一般質問は26人中24人、議案質疑は16人、委員会審査も通常通りに行いました。「自粛すべき」と発言していた議員も一般質問を行っています。そして、6月議会についてですが、議会前の代表者会議で「自粛」す

べきと、一般質問・議案質疑、委員会審査を取りやめて会期の大幅短縮が議会事務局から提案され、それぞれの会派で議論することになりました。(代表者会議は全会一致が原則)

私の会派(3名)では、この提案は想定済なので「議会は言論の府」として、活発な議論で新型コロナウイルス感染症対策をより一層進めようという態度で臨みました。結果的には、「不要不急な質問・質疑は控えよう」ということで一致し、通常の会期で行うことになりました。一般質問はこれまでで最小の22人が通告しています。

議員報酬引き下げの動きの歯止めは難しい

「市民の痛みに寄り添う」ことを理由に、議員報酬の引き下げも全国的な流れです。久喜市議会は、最大会派(8人)から、7月分の報酬の50%引き下げを提案しています。期末手当の引き下げは6月議会では間に合わないことから、7月分の報酬引き下げを提案しました。こうした流れを押し留めるには相当な勇気が必要になります。市長・副市長・教育長の特別職も給料の引き下げを予定しており、議員だけというわけにはいきません。そこで、残りの4会派で7~9月の3か月分の議員報酬10%引き下げの修正案の提出を予定しています。議員報酬の引き下げ合戦が選挙活動に密接に結びついており、議員報酬が政治利用になっています。ただし、特別職の給料や議員報酬の引き下げが、市職員の寄附の強要や賃金引き下げに連動させてはならないことが大切になっています。

地方議員間交流の必要性和「災害に抗して」の更なる発信を

さて、6月議会は新型コロナウイルス感染症対策についてが中心となります。私は、「災害に抗して」を熟読する中で、一般質問を提出しました。また、新型コロナウイルス感染症対策について会派で要望書を3回に亘って市長と教育長に提出してきました。

議員活動に「自粛」が求められる中であっても、放課後児童クラブ(学童保育)の現状を確認すべく指定管理者である久喜市学童保育運営協議会に赴き、問題点や要望等についてお話を伺ってきました。また、学校の一斉休業によって、児童・生徒の学習の保障が大きな問題となっており、オンライン学習が脚光を浴びています。政府が進めるGIGAスクール構想そのものには大きな疑問を感じていますが、久喜市のオンライン学習の実態について視察を行い、オンライン学習の抱える問題点などお話を聞くことができました。この点については次の機会に報告します。

求められる「自粛」に抗して、私たち議員一人ひとりに力はありませんが、市民に寄り添うこと、市民の声を市政に届けることはできます。また、現場の声を吸い上げる、現場の実態を確認することはできます。こうした活動を交流できればさらに活動が広がるのではないのでしょうか?

「災害に抗して」は、私たち議員の活動の指標です。これからも、より深く広い発信に期待します。

社会

被災者補償こそ必要

働く者にとって大切な最低限の権利とは、労働によって生命と心身の健康が奪われな
いことである。しかし新型コロナウイルス
感染拡大事態によって、この権利が今まで
に脅かされている。「いのちまで売って
いない」。このことが危ぶまれている。

(山田厚・甲府市議)

健康診断などをしな
くすよしの指導に

たとえば安倍政権下の厚
生労働省は、「3密」せきエ
チケット」などのコロナ感
染症防止対策のためと称し
て、職場の各種健康診断や
安全委員会を6月まで行な
わなくてもいいとの間違っ
た「指導」をしていた。

であり、労働安全衛生法で
事業者側の義務とされてい
るもの。また安全委員会に
ついても「月1回の開催」
が法令で明記されている。
今回の「指導」で、ほとん
どの職場では健康診断を延
期した。自治体の多くは
「給付金などで多忙化が続
くから」として、定期健康
診断を秋まで延期してい
る。特に問題なのは、半年
に1回行なわれる、病院な

ど感染症と関わる特定業務
従事者の健康診断まで延期
したのだ。
安全委員会は、職場の安
全に関わることを労使で話
し合い、調査や職場巡視を
行ない、安全上の改善を目
指すものである。職場では
衛生委員会と合同で安全衛
生委員会として活動してい
る。そのため、今回の厚生
労働省の指導により、安全
衛生委員会も延期されるこ
とになった。本来なら、健
康診断の中でコロナウイル
ス感染症の初期症状の診断
も含めて丁寧に行ない、必
要ならPCR検査も行なう
べきだった。安全委員会・
安全衛生委員会も、作業状
態や施設の消毒や保護具の
調査と確保に向けて最も安
全活動をしなければならな
い事態だったはずである。
監督行政として労働者を
いのちと健康を守るはずの

危ぶまれる「いのち」

コロナ感染症の労働災害

新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等
2020年5月28日 18時現在

業種	請求件数	決定件数	うち支給件数
1. 医療従事者等	41	4	4
医療業	29	2	2
社会保険・社会福祉・介護事業	11	1	1
複合サービス事業	1	1	1
2. 医療従事者等以外	18	3	3
建設業	1	1	1
製造業	2	0	0
卸売業・小売業	3	0	0
生活関連サービス業	1	1	1
その他	11	1	1
計	59	7	7

※1 集計時点は都道府県労働局から厚生労働本省が報告を受けた時点です。

厚生労働省が、労働安全衛生法第24条の「事業者の防災防止義務」や労働契約法第5条の「使用者の安全配慮義務」について、休止し延期してもいいと判断したのである。これは、この感染症事態の中では真逆の「指導」と呼ぶべきものだ。

感染での労災補償、公務災害補償が放置

医療機関や福祉施設などでは、従事者はコロナ感染症と対峙(たいじ)して働いている。また休業が要請され、「自粛」が求められている中でも、社会の生活を日々支えているのが、「エッセンシャル・ワーカー」と呼ばれる人たちだ。

そうした人々の感染も明らかに多くなっている。医療・介護施設での院内感染・集団感染の報道も続いた。『日経ヘルスケア』の5

月17日時点での集計によれば、「医療機関で約200カ所、介護・障害福祉サービス事業所で約70カ所の計270施設」で感染が発生し、「医師が150人以上、看護師が490人以上、介護職員やその他の職員など、計1330人以上」が感染したという。

厚労省。不可解な「指導」を行なった



これは全て労働災害であり、公務員なら公務災害である。早期に申請と認定を行ない、医療全額と賃金80%の補償、そして解雇制限の原則がある労災補償・公務災害補償としなければならぬ。

しかし新型コロナウイルス感染症の労働災害の請求と認定数は、厚生労働省の資料によると、5月28日現在でも請求59件。そのうち認定決定はわずか7件。国家公務員についてはコロナ感染症での調査自体がない。また地方公務員の公務災害は、5月18日現在まで、問い合わせ件数はあっても請求件数はゼロ件!とのこと。

あまりにもひどい状況だ。労働者の最低限の権利である労災・公災の補償件数の少なさは、日本社会の

偽りではない安倍首相の「敬意と感謝」

「敬意と感謝」の言葉を寄せている。しかし、健康診断や安全委員会も延期し、しかも仕事で感染症に被災した労働者を放置しているのだから、それは偽りの言葉ではない。



↑病院の入り口でマスク着用を義務付ける。

大きな欠陥を示している。この間、自民党政権が公衆衛生と防疫体制を著しく後退させてきたように、労災・公務災害の補償の権利を後退させてきた結果である。

かつての感染症の事例では、結核病棟の看護師など職場の環境条件や業務自体が感染する危険性がある場合には、「特に反証のない限り労災補償」が適用されてきた。また現在でも労災や公務災害の法令には「事業主の助力義務」が明記されていて、補償請求の手続きに事業者が関わることを義務としている。従って、感染して苦しんでいる個々の労働者が請求しなくても、いわば「自動的に請求と認定補償」を行なうべきである。

また、小規模介護事業所などの集団感染なら、今回のような事態であれば地域の労働基準監督署が労災請求の援助をすべきだ。それが全くなされてない。

安倍首相は、医療・介護など福祉施設の「エッセンシャル・ワーカー」に「敬意と感謝」の言葉を寄せている。しかし、健康診断や安全委員会も延期し、しかも仕事で感染症に被災した労働者を放置しているのだから、それは偽りの言葉ではない。